【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

（改正後）

第百九十二条　削除

（改正前）

第百九十二条　大蔵大臣の処分に不服のある者は、管轄裁判所に対しその取消又は変更の訴を提起することができる。

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百九十二条　大蔵大臣の処分に不服のある者は、管轄裁判所に対しその取消又は変更の訴を提起することができる。

（改正前）

第百九十二条　証券取引委員会の処分に不服のある者は、管轄裁判所に対しその取消又は変更の訴を提起することができる。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百九十二条　証券取引委員会の処分に不服のある者は、管轄裁判所に対しその取消又は変更の訴を提起することができる。